

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	原 (原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

原地区は、約40年前に圃場整備を実施し、パイプライン化も完了している良好な農地が広がる一方、未整備地区においては、狭小農地が残るなど耕作条件の改善が課題となっている。
 また、現状は、個人による営農が継続できているが、農業者の高齢化が懸念されるとともに、獣害被害が増加していることから対策が必要である。
 加えて、パイプラインの老朽化にも対応して行く必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

駅や学校に近いという立地特性を生かし、農業体験など農業へ関わるきっかけづくりを行い関係人口の増加を目指す。
 個人での営農を継続しつつ、地域として営農が活性化できるよう検討を進める。
 作目は水稲が中心であるが、所得向上のため他の高収益作物選定も行う

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地規模拡大意向や新規就農希望があった際には、地域との対話を重ね集団で貸付できるよう調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、基本的に中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間地域等直接支払を活用し、施設老朽化に対し維持管理を計画的に進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
円滑な経営継承ができるよう地域として取り組むとともに、原地区の住民を中心とした農事組合法人との連携により担い手の確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化に伴い農業支援サービスの検討も進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/>	③スマート農業	<input type="radio"/>	④畑地化・輸出等	<input type="radio"/>	⑤果樹等
<input type="radio"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/>	⑦保全・管理等	<input type="radio"/>	⑧農業用施設	<input type="radio"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="radio"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
- ③ 高齢化・人手不足により農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。
- ⑩ 住宅地に近い立地を生かし、自動販売機で野菜を販売するなど収益化の手法を検討する。